



鳥取県公報

令和7年11月11日（火）
第9741号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定予定（638）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（2件）（639・640）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の終了（641）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定（3件）（642～644）（治山砂防課）・・・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の就退任（645）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 6
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第638号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
岩美郡岩美町大字蒲生字家ノ上1174（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第639号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和7年10月23日から令和8年5月29日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町

鳥取県告示第640号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年10月28日から令和8年2月20日まで
- 3 作業地域 八頭郡若桜町及び智頭町

鳥取県告示第641号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14

条第3項の規定により告示する。

令和7年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市吉成、金沢及び福部町南田
- 3 終了年月日 令和7年10月6日

鳥取県告示第642号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
小別府地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱18号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱18号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町小別府字村ノ内下分593－1	1号
八頭郡八頭町新興寺字宮ノ下137－1	2号
八頭郡八頭町新興寺字宮ノ下145－2	3号
八頭郡八頭町新興寺字堂ノ上158	4号
八頭郡八頭町新興寺字堤谷775	5号及び6号
八頭郡八頭町小別府字上ノ山691	7号
八頭郡八頭町小別府字上ノ山677	8号
八頭郡八頭町小別府字上ノ山671	9号
八頭郡八頭町小別府字アコフ谷665－1	10号
八頭郡八頭町小別府字村ノ内上分424	11号
八頭郡八頭町小別府字村ノ内上分442地先道路敷	12号
八頭郡八頭町小別府字村ノ内上分462－1地先道路敷	13号
八頭郡八頭町小別府字村ノ内上分462	14号
八頭郡八頭町小別府字村ノ内上分471地先道路敷	15号
八頭郡八頭町小別府字村ノ内上分470地先道路敷	16号
八頭郡八頭町小別府字村ノ内下分493－2	17号
八頭郡八頭町小別府字村ノ内下分568	18号

鳥取県告示第643号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

令和7年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

片柴地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域（平成6年鳥取県告示第474号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
東伯郡三朝町大字片柴字岡731	1号
東伯郡三朝町大字片柴字岡751－1	2号
東伯郡三朝町大字片柴字岡平666	3号
東伯郡三朝町大字片柴字岡平664	4号
東伯郡三朝町大字片柴字岡686	5号
東伯郡三朝町大字片柴字岡679－3	6号
東伯郡三朝町大字片柴字岡705	7号
東伯郡三朝町大字片柴字岡ノ前805－3	8号
東伯郡三朝町大字片柴字岡ノ前801	9号

鳥取県告示第644号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

令和7年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

片柴2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡三朝町大字片柴字増野2049	1号
東伯郡三朝町大字片柴字後口谷1538	2号
東伯郡三朝町大字片柴字家ノ上1461	3号
東伯郡三朝町大字片柴字後口谷1536	4号
東伯郡三朝町大字片柴字空庄833	5号
東伯郡三朝町大字片柴字郷道1314－1	6号
東伯郡三朝町大字片柴字郷道1335－4	7号
東伯郡三朝町大字片柴字郷道1346－1	8号

鳥取県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり中山町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年11月11日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事	尾 古 礼 隆	西伯郡大山町羽田井179
〃	池 信 宣 篤	西伯郡大山町羽田井167
〃	小 谷 治	西伯郡大山町束積112
〃	田 中 昭 人	西伯郡大山町八重161
〃	畑 達 也	西伯郡大山町樋口144
〃	篁 津 博 元	西伯郡大山町石井垣198－ 3
〃	田 中 孝 宜	西伯郡大山町潮音寺148
〃	江 原 宏 昭	西伯郡大山町栄田313
〃	石 賀 成 明	西伯郡大山町田中316－ 3
〃	山 内 敬 明	西伯郡大山町田中97
〃	中 川 勝 彦	西伯郡大山町田中699－ 1
〃	前 田 文 雄	西伯郡大山町田中446－ 3
〃	澤 田 忠 志	西伯郡大山町田中1025－24
〃	西 村 誠	西伯郡大山町御崎95
〃	西 村 愛 治	西伯郡大山町御崎317－ 3
〃	渡 辺 輝 幸	西伯郡大山町下甲434
〃	福 永 博 昭	西伯郡大山町赤坂406
〃	谷 本 一 徳	東伯郡琴浦町梅田140
〃	片 桐 研 二	西伯郡大山町殿河内454－ 1
〃	高 見 達 雄	西伯郡大山町塩津113
〃	田 中 信 之	西伯郡大山町塩津709－ 1
〃	小 林 茂 樹	西伯郡大山町上市24－ 1
〃	林 原 博 寿	西伯郡大山町岡592
〃	白 石 啓 二	西伯郡大山町松河原170－ 8
〃	足 立 忠 久	西伯郡大山町松河原288
監 事	奥 田 国 雄	西伯郡大山町八重172
〃	渡 辺 均	西伯郡大山町下甲320－ 1
〃	森 田 増 範	西伯郡大山町国信324
令和7年10月15日退任		

就任した役員の氏名及び住所

理 事	當別當 正 美	西伯郡大山町束積75
〃	井 上 隆 治	西伯郡大山町潮音寺92
〃	中 田 伸 一	西伯郡大山町栄田311－ 1
〃	西 河 数 正	西伯郡大山町田中1058－ 1
〃	野 口 晃	西伯郡大山町殿河内429
〃	尾 古 礼 隆	西伯郡大山町羽田井179
〃	池 信 宣 篤	西伯郡大山町羽田井167
〃	田 中 昭 人	西伯郡大山町八重161
〃	畑 達 也	西伯郡大山町樋口144
〃	篁 津 博 元	西伯郡大山町石井垣198－ 3
〃	石 賀 成 明	西伯郡大山町田中316－ 3
〃	中 川 勝 彦	西伯郡大山町田中699－ 1
〃	前 田 文 雄	西伯郡大山町田中446－ 3
〃	澤 田 忠 志	西伯郡大山町田中1025－24

〃 西 村 愛 治 西伯郡大山町御崎317－3
 〃 西 村 誠 西伯郡大山町御崎95
 〃 渡 辺 輝 幸 西伯郡大山町下甲434
 〃 福 永 博 昭 西伯郡大山町赤坂406
 〃 谷 本 一 徳 東伯郡琴浦町梅田140
 〃 小 林 茂 樹 西伯郡大山町上市24－1
 〃 高 見 達 雄 西伯郡大山町塩津113
 〃 田 中 信 之 西伯郡大山町塩津709－1
 〃 林 原 博 寿 西伯郡大山町岡592
 〃 白 石 啓 二 西伯郡大山町松河原170－8
 〃 足 立 忠 久 西伯郡大山町松河原288
 監 事 金 平 收 西伯郡大山町樋口225－1
 〃 小 原 啓 一 西伯郡大山町塩津699
 〃 森 田 増 範 西伯郡大山町国信324
 令和7年10月16日就任 任期4年

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年11月11日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	令和7年12月5日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266－4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び 黒坂の各警察署の管内に居 住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品 筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和7年11月11日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和7年12月1日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5人
令和7年12月15日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和7年12月2日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和7年12月9日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。